

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【公開番号】特開2020-58359(P2020-58359A)

【公開日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-015

【出願番号】特願2019-216212(P2019-216212)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/13	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)
C 0 7 K	16/46	(2006.01)
C 1 2 N	15/62	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 K	49/00	(2006.01)
A 6 1 K	51/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/68	(2017.01)
A 6 1 K	49/06	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)
G 0 1 N	33/536	(2006.01)
C 1 2 P	21/08	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/13	
C 0 7 K	16/28	Z N A
C 0 7 K	16/46	
C 1 2 N	15/62	Z
A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 P	7/06	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	7/00	
A 6 1 K	49/00	
A 6 1 K	51/10	2 0 0
A 6 1 K	47/68	
A 6 1 K	49/06	
G 0 1 N	33/53	D
G 0 1 N	33/536	B
C 1 2 P	21/08	

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月6日(2020.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

配列番号1_7のアミノ酸配列を含む相補性決定領域（C D R）1、配列番号1_8のアミノ酸配列を含むC D R 2、配列番号1_9のアミノ酸配列を含むC D R 3を含む可変重鎖領域と、

配列番号2_0のアミノ酸配列を含むC D R 1、配列番号2_1のアミノ酸配列を含むC D R 2、配列番号2_2のアミノ酸配列を含むC D R 3を含む可変軽鎖領域とを含む、モノクローナル抗反発性ガイダンス分子c（R G M c）抗体。

【請求項 2】

親和性成熟されている、モノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 3】

ヒト化抗体である、請求項1又は2に記載の単離されたモノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 4】

可変軽鎖領域が、配列番号6に示すアミノ酸配列を有する、請求項1～3のいずれか一項に記載のモノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 5】

可変重鎖領域が、フレームワーク領域に1つまでのアミノ酸の相違をもつ、配列番号5に示すアミノ酸配列を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載のモノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 6】

ヒトIgG定常ドメインである重鎖免疫グロブリン定常ドメインを含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の単離されたモノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 7】

膜結合性反発性ガイダンス分子a（R G M a）よりも膜結合性R G M cに選択的に結合する、請求項1～6のいずれか一項に記載のモノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 8】

1.00E-9より小さいR G M cへの結合親和性を有する、請求項1～7のいずれか一項に記載のモノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 9】

免疫接着（immuno adhesion）分子、造影剤及び治療剤からなる群から選択される作用物質にコンジュゲートしており、前記造影剤は、放射性標識、酵素、蛍光標識、発光標識、生物発光標識、磁気標識及びビオチンからなる群から選択され、放射性標識は、³H、¹⁴C、³⁵S、⁹⁰Y、⁹⁹Tc、¹¹¹In、¹²⁵I、¹³¹I、¹⁷⁷Lu、¹⁶⁶Ho及び¹⁵³Srからなる群から選択される、請求項1～8のいずれか一項に記載のモノクローナル抗R G M c抗体。

【請求項 10】

請求項1～8のいずれか一項に記載のヒト化抗体をコードする単離された核酸。

【請求項 11】

請求項1～9のいずれか一項に記載のモノクローナル抗体を含む医薬組成物であって、医薬として許容される担体を含む、医薬組成物。

【請求項 12】

モノクローナル抗体と医薬として許容される担体が、凍結乾燥された形状である、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

モノクローナル抗体と医薬として許容される担体が、溶液の形状である、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

ヘプシジンレベルの上昇により引き起こされる鉄欠乏である鉄代謝疾患を治療するための請求項11～13のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

鉄代謝疾患が、慢性疾患の貧血（A C D）、鉄剤不応性鉄欠乏性貧血、及び慢性腎疾患の貧血からなる群から選択される、請求項1-4に記載の医薬組成物。